

平成26年度第1回東京都食品安全審議会検討部会での主な質問・意見及び対応

(平成26年5月14日開催)

<全体に関すること>

	質 問 ・ 意 見	対 応
1	節目に当たる3年目の時点で、これまでの計画を総括し見直していただきたい。	推進計画の中間時期において、進ちよく状況を広く都民に公表すべきであることや、計画の途中段階であっても必要に応じて推進計画の見直しを検討すべきであることを中間まとめ（案）に記載しました。 （第3章第2節「推進計画の実施と見直し」）
2	新たな世の中の動きに対して、きちんと消費者の安全・安心が担保される施策が的確に行われるために、本計画は非常に重要であることを考慮いただきたい。	推進計画を改定するにあたり、東京都食品安全条例の基本理念のもと、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、平成22年度以降に生じた食品の安全に関する諸課題や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据えた今後の課題を整理し、都における食品の安全を確保する施策を一層推進していく必要がある旨、中間まとめ（案）に記載しました。 （第1章「東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方」）

<基本施策の次期計画（案）に関すること>

	施策 の柱	次期計画 (案) No.	質 問 ・ 意 見	対 応
4		1	<p>「東京都エコ農産物認証制度」を推進していくとのことだが、これまで都で推進してきた GAP については、どう取り組むのか。</p>	<p>都では GAP 手法導入指針を農業者が農業生産の工程管理を行うための1つの道具として策定しました。GAP の考え方については、今後も農業改良の普及指導に当たって、活用していきます。</p>
5	1	2	<p>【食品衛生自主管理認証制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、目標とする数値を決める予定はあるのか。 ・ 事業者の認証取得を推進させるために、どのような具体策を考えているか。認証を取得していることを、お客に対しアピールできるような手法を検討してはどうか。 <p>例) 認証を取得している施設が、どれだけお客に気を遣っている施設であるか、ということをアピールする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際規格と整合させたとのことだが、国際規格を取得できるのは大規模施設に限られると考えられる。小規模な施設の衛生水準を向上させるというのが認証制度の当初の目的ではなかったか。 	<p>食品衛生自主管理認証制度の推進については、次期推進計画の重点施策としています。また、小規模施設でも認証取得に繋がるよう、事業者の衛生管理の達成段階に応じて、確認や評価を行い、都民へアピールできる制度を構築するなど、制度の普及を図っていきます。</p> <p>(第2章第3節2「重点施策の内容」)</p>
6		3	<p>【HACCP 導入型基準について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生自主管理認証制度と HACCP 導入型基準について、どちらを存続させる方がいいのか、あるいは整合・調和することができるのか、この点について整理いただきたい。 ・ HACCP 導入型基準に取り組めない事業者の衛生管理については、今後どのように対応するのか。 ・ HACCP 導入への支援は行政が直接手がけるのか、あるいは食品衛生自主管理認証制度のように、民間が実施する形を想定しているのか。 	<p>都独自の制度であり一般的衛生管理の充実を目指す食品衛生自主管理認証制度と食品衛生法に基づく HACCP 導入型基準は、事業者が規模や実状にあわせて選択することにより、自主的衛生管理の向上が図られるため、いずれも重点施策としました。また、HACCP 導入型基準の技術的支援については、事業者への周知を含め、今後、検討していきます。</p> <p>(第2章第3節2「重点施策の内容」)</p>

	施策 の柱	次期計画 (案) No.	質 問 ・ 意 見	対 応
7	2	23	<p>【「健康食品」対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所や消費生活センター間のホットラインを構築することはできないか。 ・ 「健康食品」に関して相談・指導できる人を各保健所に設置できないか。また、そのような人材を都で養成してはどうか。 ・ 栄養機能食品の収去検査について、新制度でも引き続き実施していただきたい。 ・ 栄養機能食品の安全性について、都で独自にチェック体制を構築することはできないか。 ・ 新たな機能性表示制度について、分かりやすいリーフレットを作成する等、啓発に努めていただきたい。 ・ 機能性表示の情報公開が義務付けられた場合、公開されたデータが適切か、監視していただきたい。 ・ 景品表示法に関連して、広告の不当表示について監視を強めていただきたい。 	<p>「健康食品」対策については、重点施策として、引き続き、各局連携し、試買調査等の対策を実施していきます。また、新たな機能性表示制度をはじめ関係法令についても、講習会などを通じて、事業者に対する制度の周知を図っていきます。</p> <p>(第2章第3節2「重点施策の内容」)</p>

	施策 の柱	次期計画 (案) No.	質 問 ・ 意 見	対 応
8	3	31	「食品中の放射性物質等、食品安全情報の世界への発信」について、どのような情報の発信を想定しているか。放射性物質だけでなく、衛生管理水準の高さといった情報についても世界に発信していただきたい。	都内農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果をはじめ、必要とされる情報を精査し、ホームページなどで発信していく取組を実施していきます。 (第2章第3節2「重点施策の内容」)
9		33	「食物アレルギーに関する理解の促進」について、福祉保健局による保育所等のアレルギーを持つ子供に係る人材の資質向上とあるが、学校についてはどのように捉えているのか。	食物アレルギー対策については、重点施策に位置づけ、引き続き学校・保育所等の関係者向け研修を実施し、人材の資質向上を図っていきます。 (第2章第3節2「重点施策の内容」)
10		34	健康や食生活に関する教育に力を入れていただきたい。	基本施策 No. 34「食品の安全に関する食育の推進」において、各局連携のうえ、施策を実施していきます。 (第2章第2節「基本施策」)
11		—	施策の柱3について、現行にある「協力」を今回の案では、削除しているが、制度を普及させるためには、消費者の応援（協力）が必要であり、「協力」は入れるべきではないか。	ご意見を踏まえ、施策の柱3を「世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進」としました。 (第1章第2節「食品の安全に係る課題と課題に対する対応の方向性」)
12		—	遺伝子組換え食品の安全性についての国民（都民）の理解はまだ低いので、都独自で検証試験を行い、結果の情報発信をしていただきたい。	現時点では、遺伝子組換え食品の安全性試験を都独自で行うことは考えていませんが、安全性未審査の遺伝子組換え食品混入の有無の検査など、引き続き実施していきます。